

# 船員保険就学援護費の 支給対象校の拡大について

船員保険就学援護費の支給対象校は、これまで下記の①、②、③に該当する学校が対象でしたが、令和4年4月より、新たに下記の④に該当する学校が対象となりました。

なお、**労災就学援護費**についても、**同様に支給対象校の拡大**がなされました。

※支給事由の発生が平成22年1月以降の場合、**労災就学援護費**の対象となります。労災就学援護費のお手続きについては、労働基準監督署へお問い合わせください。

- ① 学校教育法第1条に定める学校
- ② 学校教育法第124条に定める専修学校
- ③ 職業能力開発促進法において、職業能力開発促進法施行規則第9条に規定する普通職業訓練もしくは高度職業訓練を受けられる学校
- ④ 国もしくは地方公共団体が設置する施設において職業に必要な技能およびこれに関する知識を習得することができるよう実施されている教育訓練等を受けられる学校

## ① から ④ における具体的な学校例

①の例	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校 等
②の例	美容専門学校、調理師専門学校、ビジネス専門学校 等
③の例	技術専門学校、産業技術専門学校、職業技術校 等
④の例	海上技術学校、海上技術短期大学校、海技大学校、水産大学校、国立看護大学校 等

ご不明な点は、全国健康保険協会 船員保険部にお問い合わせください。